



令和5年度

# 交野市学校教育ビジョン アクションプラン

交野市教育委員会

## 目 次

「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの概要	1
施策の柱Ⅰ. 情（こころ）を育む学校	2
(1) 夢と志を育む教育の充実	2
① 道徳教育	2
② 人権尊重の教育	3
③ キャリア教育	4
(2) 生徒指導の充実	5
① 生徒指導	5
② 幼児教育と小・中学校教育の連携	7
③ 自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実	8
④ 学校図書館の充実	8
施策の柱Ⅱ. 「確かな学び」が実感できる学校	10
(1) 「新しい学び」の創造	10
① 教育課程	10
② 学習指導	12
(2) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	15
① インクルーシブ教育システムの構築	15
② 支援教育	15
施策の柱Ⅲ. 組織力の向上と開かれた学校	17
(1) 教職員の資質・能力向上	17
① 授業力の向上	17
② 人材の育成	17
(2) 学校運営体制の確立	19
① 学校運営体制の整備・充実	19
② 教職員の働き方改革	20
施策の柱Ⅳ. 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校	22
(1) 健やかな体の育み	22
健康教育	22
(2) 子どもの安全確保と危機管理体制の充実	23
安全教育と危機管理	23
(3) 教育コミュニティの形成と家庭教育支援	24
教育コミュニティ	24

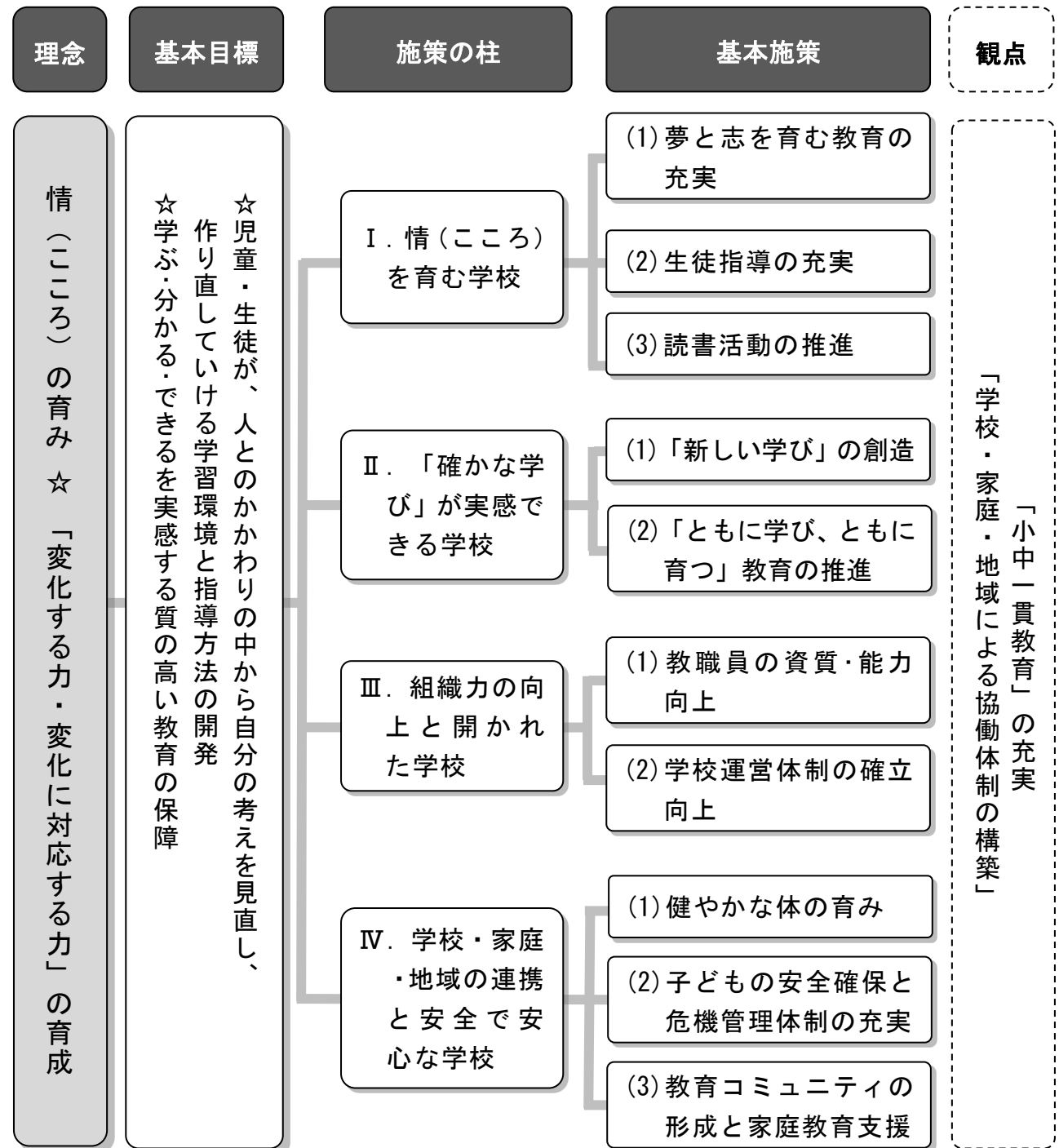
## 「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの概要

学校教育ビジョンでは、平成 26 年度から平成 35 (令和5) 年度までの 10 年間\*に取り組むべき基本的な方向性について、下記のとおり定めています。具体的には、本市における教育の課題解決のため 5 年間の基本計画(工程表)を作成し、取り組んでいます。

「アクションプラン」は、各事業等について、市教育委員会が施策を遂行するために、基本計画(工程表)を踏まえ年度ごとに作成するものです。

今年度の取り組み結果については、事業年度終了後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づいて点検・評価を行い(感染症拡大防止等のため数値目標未達成の場合、代替的な取り組み内容も勘案する場合があります)、成果や課題を明らかにし、学識経験者の意見を付して報告書としてまとめます。

\*本市における小中一貫教育の全面実施、教育大綱の改訂及び新学習指導要領の実施が令和2年度から始まることを考慮し、後期基本計画(工程表)の開始年度も同年度からとしたため、計画期間は 11 年間となります。



## 施策の柱Ⅰ. 情（こころ）を育む学校

### (1) 夢と志を育む教育の充実

#### ① 道徳教育

##### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実
- ・「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」という。）を要とした、道徳的価値の理解及び自己の生き方についての考えを深め、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育の推進

事業名	内容	関係部署	関連※	R5年度目標
道徳教育推進教師連絡協議会の開催	道徳教育推進教師を中心とした全教職員による道徳教育の指導体制の充実を図るための協議会の開催	指導課	学校	道徳教育の指導体制の充実を図るために道徳教育推進教師連絡協議会の開催 年2回以上
道徳科の資料の研究・活用と授業改善	小・中学校9年間の学びの連続性を意識した、道徳的実践力を養うための授業づくりと資料活用の推進	指導課	学校	授業づくりに係る資料等の作成・活用
保護者・地域社会と連携した「豊かな人間性をはぐむ取組み」の推進	道徳科の公開授業と、学校・家庭・地域がともに進める道徳教育の推進	指導課	学校	学校・家庭・地域の連携に向けた公開授業の実施 各校年1回
学校・家庭・地域が連携した、9年間を見通した道徳教育の推進				

※関連は、関係部署とともに事業を主体となって実施する機関です。（以後の表でも同様）

##### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 道徳教育推進教師連絡協議会の開催

各校において、道徳教育推進教師を中心とした全教職員による道徳教育の指導体制の充実を図るため、道徳教育推進教師連絡協議会を開催します。

市内の道徳教育推進教師が連携し合い、その職務の内容に鑑み、以下の8つの項目について、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実が図られるように支援します。

- ①道徳教育の全体計画や年間指導計画、別葉の作成に関すること
- ②教育活動全体における道徳教育の推進や充実に関すること
- ③道徳科の充実と指導体制に関すること
- ④道徳科の指導と評価に関すること
- ⑤道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- ⑥道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ⑦道徳科の授業公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- ⑧道徳教育の研修の充実に関すること

#### 2 道徳科の資料の研究・活用と授業改善

小・中学校9年間の発達段階を踏まえ、児童・生徒が道徳的価値の理解と自己（人間として）の生き方についての考えを深めることができるよう、道徳科の授業における効果的な資料の活用について研究し、対話的な活動を積極的に取り入れた授業づくりを推進します。

#### 3 保護者・地域社会と連携した「豊かな人間性をはぐむ取組み」の推進

学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒の自尊感情、自己肯定感を高める活動を推進します。また、保護者・地域への道徳科の公開授業、学校だより、道徳通信などをとおして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育への一層の理解を図ります。

## ② 人権尊重の教育

### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・様々な人権問題の解決に向けた校内推進体制の確立
- ・「ともに学び、ともに育つ」ことを基本的観点として、「であい」や「つながり」を大切に、多様性を認め、様々な人権及び社会の課題を見抜き、解決しようとする力を身につけた児童・生徒の育成
- ・自尊感情を育て、豊かな自己実現をめざすと同時に他者との豊かな人間関係を築き、共感し分かち合う精神や協同性を自覚することのできる教育の推進

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
人権教育実践事例の収集・活用	人権教育に関する資料や人権教育実践事例の収集と活用	指導課	学校	タブレット等を活用した実践事例の収集及び活用
ジェンダー平等教育等の推進	ジェンダー平等教育、性的マイノリティの人権に関する調査・研究及び実践の交流	指導課	学校	ジェンダー平等教育、性的マイノリティの人権教育の推進を図る委員会の開催 年5回
在日外国人教育の推進	在日外国人児童・生徒及び外国にルーツのある児童・生徒が、自らの誇りや自覚を高められるような環境の醸成及び多文化共生、異文化理解に基づく教育の充実	指導課	学校	・実践事例の提供 ・人権教育研修の実施
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 人権教育実践事例の収集・活用

各校における人権教育の指導計画をもとに、小・中学校9年間を見通した人権教育を推進するよう支援します。その際、学校、交野市ジェンダー平等教育推進委員会、研究団体等と連携し、人権教育に関する研修を計画的に実施し、教職員の人権意識を向上させ、新たな人権課題について考える人権教育を推進します。特に、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習や偏見・差別を許さない、自他の人権を尊重する態度の育成、いじめを起こさないための集団づくり等の取組みが進められるよう支援します。また、人権教育実践事例を収集・活用し、効果的な取組みの情報共有と発信をします。

さらに、各学園(中学校区)における小・中学校9年間を見通した人権教育カリキュラムづくりをより一層進めていきます。

#### 2 ジェンダー平等教育等の推進

ジェンダー平等教育推進委員会を年間5回開催し、各校の人権教育実践事例を活用しながら、小・中学校9年間を見通したカリキュラムを考慮した実践研究及び交流を行っていきます。

また、「おおさか男女共同参画プラン」や「交野市男女共同参画計画」、「交野市パートナーシップ宣誓制度」を踏まえ、各校におけるジェンダー平等教育の実践交流や、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止研修、性的マイノリティの人権をはじめ、男女共同参画社会の視点を踏まえたキャリア教育等の新しい課題についての研修や授業づくりを推進します。

#### 3 在日外国人教育の推進

外国にルーツのある児童・生徒が自らの誇りや自覚を高められるようにするには、自らのルーツを明らかにでき、「もちあじ」として認められることが大切です。そのための環境醸成や「ちがいを豊かさ」と感じられる児童・生徒の育成に必要な取組みについて実践事例の提供及び研修を実施します。

### ③ キャリア教育

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・自らの生き方について考え、生涯にわたって自己実現を図っていくことができる能力や態度を身につけた児童・生徒の育成
- ・児童・生徒の発達段階に応じて、小・中学校9年間にわたるキャリア教育を展開し、地域との関わりの中で、自然・文化・人との「和」や感動の共有を体験させるとともに、豊かな人間性や夢を育み、社会生活における職業の意義や価値について十分理解させたいうでの、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた必要な基盤となる資質・能力や態度の育成

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
学園(中学校区)における全体指導計画の活用	各学校での取組みの充実のため、各学園において全体指導計画の再点検	指導課	学校	・全体指導計画に基づいた取組みの実施 ・キャリア・パスポートの活用
小・中・高・支援連絡協議会の実施	市内の小・中・高・支援学校が連携し、交流、研修の実施	指導課	学校	市内の小・中・高・支援学校の交流を図る連絡協議会(研修会)の実施
職場体験学習の実施	地域・関係部署との連携により、中学校で職場体験学習の実施	指導課	学校 地域	中学校で職場体験学習の継続実施
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

#### 【令和5年度具体的施策】

##### 1 学園(中学校区)における全体指導計画の活用

各学園において、子どもの現状や「めざす子ども像」を共有し、小・中学校9年間を見通した系統的・継続的なキャリア教育の全体指導計画に基づく取組みが充実するよう支援します。

新たな科との関連を明確にした、小・中学校9年間にわたるキャリア教育の取組みの積み重ねを共有し、児童・生徒一人ひとりに対応したきめ細かな進路指導を行います。また、児童・生徒が自らの学びのプロセスを記述し、振り返ることができるキャリア・パスポートの活用、取組みが充実するよう支援します。

##### 2 小・中・高・支援連絡協議会の実施

市内小・中・高・支援学校の管理職が参加する連絡協議会及び研修会を実施し、連携と研鑽を深めます。小・中・高・支援学校がそれぞれの取組みを共有し、地域に根ざしたキャリア教育を推進していきます。

##### 3 職場体験学習の実施

市各部署や地域の理解と協力を得て、職場体験学習の受け入れ先を調整するとともに、進路指導資料の作成及び職場体験学習時の保険に対する予算措置をします。また、コロナ禍において、職場体験が難しい場合を考慮し、交野市内のさまざまな職場と連携しながら、教材や資料等の提供を進めていきます。

小・中学校9年間の学びの中での職場体験の位置づけを明確にし、他の学びとの関連も意識した学習活動になるよう支援していきます。

## (2) 生徒指導の充実

### ① 生徒指導

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・全教職員による校内指導体制の構築・組織対応の充実及び「成長を促す指導」の実施
- ・「交野市いじめ防止基本方針」及び、各校で策定した「いじめ防止基本方針」に基づく家庭・地域・関係機関等と連携したいじめの早期発見・早期対応及び不登校の早期対応による、児童・生徒、保護者に対する組織的・計画的な支援の推進
- ・「交野市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、児童・生徒に携帯電話やタブレット、SNS等の利用方法及び危険性や情報モラルや情報リテラシーに関する指導

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
相談体制の充実と校内体制の支援	交野市教育センターに臨床心理士を配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを各学園(中学校区)に派遣し、関係機関を交えた多職種連携によるケース会議や校内いじめ防止対策委員会等を支援	指導課 市教育センター	学校	・臨床心理士及び市スクールソーシャルワーカーの効果的活用 ・多職種連携によるケース会議等の充実
児童と生徒との交流の推進	児童会・生徒会活動の充実を支援するとともに、児童と生徒との交流を進め、児童と生徒が主体的に活動し、自己肯定感の醸成を図る	指導課 市教育センター	学校	・合同生徒会の実施 ・活動拡充のために環境面等での支援の充実
いじめの早期発見・早期対応のための積極的認知の推進	早期発見・早期対応の強化のため、児童・生徒へのアンケートを年3回実施するとともに、教職員研修の充実等で、教職員の人権感覚の醸成を図り、校種間・保護者・地域との連携を推進	指導課 市教育センター	学校 家庭 地域	・いじめの早期発見・早期対応のためアンケートの継続実施と経年比較した傾向の分析 年3回 ・いじめに関する教職員研修の実施と、いじめの早期発見・早期対応に向けての指導・助言等
不登校児童・生徒に対する支援の充実	不登校児童・生徒の現状と実態を正確に把握し、学校・関係機関・保護者の連携のもと、一人ひとりに応じた支援の充実	指導課 市教育センター	学校 家庭 地域	・相談体制の更なる充実に向けた連携の強化 ・児童・生徒支援ルームとの連携強化
家庭教育支援及び不登校対策支援	家庭教育支援員を家庭へ派遣するとともに、不登校対策支援員を活用し、家庭や児童・生徒の抱える課題の早期発見及び関係機関等と連携を行う	指導課 市教育センター	学校 家庭	・不登校の早期対応のため家庭教育支援員の派遣 年間500回 ・不登校対策支援員の派遣 年間640回
児童虐待防止の推進	教職員研修の充実等による、教職員の虐待に関する理解の促進及び、関係機関及び小・中学校間での連携の強化	指導課 市教育センター 子育て支援課	学校	関係機関と市教委との連携強化及び合同研修の開催
SNS等のネットトラブル対策の強化	関係機関と連携した、児童・生徒対象の「ネット・SNS安全教室」を実施	指導課 市教育センター	学校 家庭	「ネット・SNS安全教室」の全校実施
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

**【令和5年度具体的施策】****1 相談体制の充実と校内体制の支援**

問題行動（暴力行為、いじめ問題、不登校等）の課題に対して、早期発見、早期対応、未然防止そして「成長を促す指導」へと結びつけていくために、多職種からの視点や連携を意識した教職員研修等の充実に努めます。

また、校内生徒指導体制を充実させるために、福祉的視点をもつスクールソーシャルワーカー、心理的視点をもつスクールカウンセラー・教育相談員等の専門家を交えた多職種連携によるケース会議や校内いじめ防止対策会議の推進を図るとともに、小中合同のケース会議の推進にも努めます。

各学園（中学校区）に1名配置しているスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関等との連携を強化し、さらなる学校支援の充実に努めます。

**2 児童と生徒との交流の推進**

児童・生徒の自己肯定感の醸成を図るため、合同生徒会活動の実施や、児童会と生徒会の交流を進めます。

また、他市町村の生徒との交流機会の場として、大阪府生徒会サミット等に参加し、意見交流を行い、自主的・主体的な姿勢の育成を図ります。

**3 いじめの早期発見・早期対応のための積極的認知の推進**

いじめに関するアンケートについては、年間3回実施するとともに、その分析結果に基づく課題解決にむけ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市の関係部局とともに、いじめ問題に対する取組みの充実に努めます。また、交野市いじめ問題対策連絡協議会にて意見交流や対策等を協議し連携を深めます。

「交野市いじめ防止基本方針」や、「いじめ防止対策推進法」についての理解を更に深めること、各校において策定された「学校いじめ防止基本方針」の実行性を高めること等を目的に教職員研修の充実に努めます。

「交野市版問題行動対応チャート」を活用し、いじめ問題及び問題行動に対する積極的認知を進めた上で、早期発見・早期対応に努めます。また、いじめ問題に迅速かつ適切な対応を行うため「いじめ問題対策チーム」を必要に応じて設置します。

**4 不登校児童・生徒に対する支援の充実**

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる研修会を実施し、個々に応じたよりきめ細かな対応と、不登校の未然防止・早期対応の取組み及び家庭背景を含めた不登校児童・生徒へのアセスメントや個別のプランニングが積極的に行われるように支援します。

また、児童・生徒支援ルームやフリースクール等と学校が連携をより強化することで、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立できることをめざすとともに、不登校児童・生徒の状況等を勘案し、保護者と連携しながらタブレットを活用した学習支援を実施します。

**5 家庭教育支援及び不登校対策支援**

小・中学校に家庭教育支援員及び不登校対策支援員を派遣・配置することで、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の登校支援を行うとともに、家庭との連携を図り、必要に応じて関係機関等につなぎます。



## 6 児童虐待防止の推進

交野市要保護児童地域対策連絡協議会と共催した、虐待に関する研修や「児童虐待防止のてびき」（大阪府教育庁作成）等を活用することで、虐待についての理解を深めるとともに、小・中学校間、関係機関との連携強化、共通理解を深めることに努めます。

また、交野市子ども家庭総合支援拠点と連携を図るとともに、相談体制を充実させることに努めます。

## 7 SNS等のネットトラブル対策の強化

「交野市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき携帯電話の適切な使用方法について指導するとともに、警察署や少年サポートセンター、大学や電話会社等の企業等と連携した、児童・生徒対象の「ネット・SNS安全教室」の実施支援をします。

また、タブレットの安全な活用方法として、情報モラル教育や情報リテラシー教育を推進します。

### ② 幼児教育と小・中学校教育の連携

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・認定こども園や幼稚園・保育所の指導を小学校の指導へ円滑に接続する、学校園所の一層の推進
- ・家庭・地域・関係諸機関と連携し、就学前の子どもたちの育みが小学校以降の義務教育へつながるような支援の推進

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
学校園所連絡協議会の開催	幼児教育と学校教育の相互連携と交流推進のための連絡協議会の開催	指導課	認定こども園 幼稚園 保育所 学校	幼児教育と学校教育の連携及び円滑な接続に向けた学校園所連絡協議会を開催
幼児教育と学校教育の円滑な接続	行事等による幼児と児童、幼児と生徒の交流の推進、幼児教育から学校教育へとつながる生活と学びの連続性を踏まえたカリキュラム、合同研修、参観、子どもの個々のニーズに応じた支援の実施	指導課	認定こども園 幼稚園 保育所 学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児・児童・生徒の体験的な交流の実施</li> <li>・保育又は授業参観等、教員間交流の実施</li> <li>・スタートカリキュラムの実施</li> <li>・フォローアップ事業の活用</li> </ul>
関連部署と連携のとれた学校園所の交流の推進				

#### 【令和5年度具体的施策】

##### 1 学校園所連絡協議会の開催

こども園課と指導課が連携して、「交野市学校園所連絡協議会」を開催し、幼児教育と小・中学校教育の連携及び円滑な接続を進めるために、情報交換・共有、研究、協議を行います。

##### 2 幼児教育と学校教育の円滑な接続

幼児には入学後の学校生活にうまく適応するための準備段階となるよう、児童・生徒には自己有用感を高め豊かな人間性が育まれるよう、行事交流や入学体験、職場体験などによる幼児と児童・生徒の体験的な交流を進めます。

幼児教育から小・中学校教育へとつながる「生活と学びの連続性」を踏まえ、特に小学校入学当初において生活科を中心とした合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定に配慮したスタートカリキュラムを実施し、学校生活への円滑な接続を図ります。

教職員の交流（相互授業参観・合同研修会・連絡会など）を行い、幼児教育と学校教育との連続性及び一貫性のある取組みを推進します。

また、家庭・地域・関係諸機関と連携し、「就学支援シート」の活用、フォローアップ事業の活用など、就学前からの発達を踏まえた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

### ③ 自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実

#### 【基本的方向と取組みの工程】

・児童・生徒が自由に好きな本を選び、静かに読みふける場を提供したり、児童・生徒がおもしろいと思える本、それぞれの子どもにとってためになる本を紹介して、読書の楽しさを伝えたりするなど、学校図書館がいちばん身近な「読書センター」として機能するための読書環境づくり

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
全校一斉読書の実施	読書習慣の定着のため、「朝の読書」等の一斉読書の取組みの継続	指導課	学校	小・中学校での読書習慣の定着に向けた朝読書等の取組みの実施
市立図書館との連携	全校対象の団体貸出（学校巡回貸出も含む）やブックトークの実施など、読書活動の推進のための連携	図書館指導課	学校	・読書活動の推進に向けた団体貸出の活用 ・市立図書館の蔵書資料の授業活用
地域と連携した読書活動と読書環境整備の推進				

#### 【令和5年度具体的施策】

##### 1 全校一斉読書の実施

全小・中学校で、始業前などに、児童・生徒が読書をする時間、また図書ボランティア、教職員が読み聞かせをする時間を設け、引き続き読書の習慣の定着を図ります。

##### 2 市立図書館との連携

市立図書館と学校が連携・協力し、選書に関する情報提供や調べ学習や授業づくり等の支援（学校巡回による団体貸出等）を行うとともに、訪問おはなし会、施設見学、職場体験等を充実するなど、読書活動の推進を支援します。

### ④ 学校図書館の充実

#### 【基本的方向と取組みの工程】

・児童・生徒が、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、さまざまな問題に積極的に対応し、解決していける力を付けていくために、学校図書館を、「読書センター」としてだけでなく、「学習センター」「情報センター」として活用

・学校図書館が、各教科等での学習のために活用されるとともに、教科学習で学んだことを確かめる、資料を集め、読みとり、自分の考えをまとめて、発表するなどの主体的な学習活動を支援するための拠点として機能するための人的・物的整備

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
学校図書館を活用した授業の推進	調べ学習など学校図書館を活用した授業の推進及び学びあいサポーターの配置による言語活用力の充実支援	指導課	学校	・学校図書館を活用した授業を全小・中学校で実施 ・言語活用力の充実に向けて担当教員を対象とした研修の実施
学校図書館の環境整備	学校図書館図書標準の達成に向けた図書資料の充実と新聞の配備 蔵書の整理とともに、データベースを利用した蔵書管理及び個人の読書状況のデータの蓄積・確認の実施	学務保健課 指導課	学校	・図書館資料の整備・充実に向けた図書購入の継続や新聞を1紙以上配備
学びあいサポーターの活用	学校図書館の運営に係る専門的・技術的業務を行う学びあいサポーターの配置の充実やその資質・能力の向上	指導課	学校	学校図書館の機能充実に向けた学びあいサポーターの定期的な連絡会の実施
地域ボランティア対象研修の実施	市立図書館と連携し、地域ボランティアの研修の実施	図書館 指導課	家庭 地域	図書ボランティアの拡充に向けた講座等の研修の実施
地域と連携した読書環境の整備				

【令和5年度具体的施策】

1 学校図書館を活用した授業の推進

各教科等において学校図書館を活用し、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、多様な活動を各教科等の指導計画に位置付け、児童・生徒の発達の段階に応じた体系的な読書指導及び学習活動を推進します。またタブレット等からの情報も適切に収集し、併せて活用することで、児童・生徒の言語活用力、情報活用能力、及び問題発見・解決能力を育成し、学力向上を図ります。

2 学校図書館の環境整備

学校図書館図書標準の達成に向けた図書館蔵書の充実を図るとともに、市立図書館と連携することにより、児童・生徒の様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていきます。

各校に新聞を1紙以上配備し、新聞を活用した授業実践に取り組みます。

また、図書情報のデータベースを利用し、学校の蔵書管理とともに個人の読書の状況についてのデータの蓄積・確認を行います。

3 学びあいサポーターの活用

学校図書館の、読書・学習・情報センターとしての機能を充実させるため、「学びあいサポーター」を全校に配置します。そして、司書教諭をはじめとする全ての教員と連携しながら、読書の楽しさや本のすばらしさ、本やタブレット等を適切に選んで調べ学ぶことの大切さ等について伝え、児童・生徒の読書活動及び学校図書館を活用した授業づくりの充実を図ります。

4 地域ボランティア対象研修の実施

学校図書館ボランティア、学校支援地域本部を中心とした地域人材による「読み聞かせ」「ブックトーク」「ストーリーテリング」等、学校図書館で取り組める体制づくりを進めます。

そのため、引き続き、小・中学校の教職員や読書推進活動に関するボランティア等を対象とした講座等の研修会を開催し、図書ボランティアの拡充に努めます。

## 施策の柱Ⅱ 「確かな学び」が実感できる学校

### (1) 「新しい学び」の創造

#### ① 教育課程

##### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とそれらを活用して問題解決を図るための思考力・判断力・表現力等の育成及び、主体的に学習に取り組む態度の育成
- ・小・中学校9年間の学びを一体のものにとらえた、綿密で合理的な教科や領域の指導計画の作成と、個に応じた多様な教育の展開
- ・学習指導要領に基づき、指導と評価の一体化を図った学習評価システムの構築による、適切な学習評価の実施

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
小中一貫教育における指導方法の研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学園で小・中学校9年間を通じた教育課程の編成及び系統的、効果的な教育の実施</li> <li>・各学園(中学校区)の特色を活かした「新たな科」の取組み等の実施</li> </ul>	指導課	学校 地域 保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4-3-2の学年の区切りによる小・中学校9年間を見通したカリキュラムの編成・推進</li> <li>・担当者会・公開授業等の実施</li> <li>・学園内の交流(体験授業・部活動見学等)</li> <li>・中学校教員による小学校での授業の実施</li> <li>・保護者及び地域への取組みの発信</li> </ul>
言語活用力の向上	「主体的・対話的で深い学び」の実現と、各教科における質の高い言語活動による言語活用力の向上	指導課	学校	学力向上モデル校を活用し、言語活用力の向上に向けた授業づくり研修を実施
プログラミング教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラミング的思考を育むため、各教科においてプログラミングを学習内容に取り入れた授業を実施</li> <li>・プログラミングを体験しながら、児童・生徒に論理的思考力を身につけさせる</li> </ul>	指導課	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科の学習においてプログラミングを取り入れた授業の実施</li> <li>・教職員研修の実施</li> <li>・小・中学校児童・生徒を対象にレゴマインドストームEV3を活用したプログラミング大会の実施</li> </ul>
外国語指導助手(ALT)の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語での読み聞かせ等、幼児や児童を対象にしたALTのより効果的な活用の推進</li> <li>・外国語担当教員との協同の授業づくり研修の実施</li> <li>・コミュニケーション活動の充実のため小・中学校におけるALTの活用</li> </ul>	指導課	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な指導方法の研究に係るALT定例会を実施 年6回</li> <li>・効果的な指導の研究</li> </ul>

外国語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GCP(グローバル・コミュニケーション・プロジェクトチーム)等をおして、小学校における授業づくり研修及び中学校合同教科会の実施</li> <li>・ALTとの協同授業(ティーム・ティーチング)による研究授業の研修と実施</li> <li>・小学校英語専科指導加配を活用した質の高い外国語教育の実施</li> <li>・英検IBAを中学校全学年にて実施</li> <li>・市内小・中学校児童・生徒を対象に英語プレゼンテーションコンテストを実施</li> </ul>	指導課	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒のコミュニケーション能力向上のための小・中外国語教育研修の実施 年6回</li> <li>・市内全体への小中9年間のつながりを意識した公開授業を実施 年1回以上</li> <li>・市内小・中学校児童・生徒を対象に英語プレゼンテーションコンテストを実施(1月)</li> </ul>
帰国・渡日児童・生徒への日本語教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教育を必要とする児童・生徒への支援の推進</li> <li>・学校における個別の指導計画の作成</li> </ul>	指導課	学校 保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援方法の提案や共有</li> <li>・教職員研修の実施</li> </ul>
小・中学校の連携、学園(中学校区)内の小・小の連携による9年間を見通した指導方法の研究				

【令和5年度具体的施策】

1 小中一貫教育における指導方法の研究

小・中学校9年間を、小学1年生～4年生、小学5年生～中学1年生、中学2年生～3年生の3つのステージとして捉え(4-3-2の学年の区切り)、それぞれのステージにおけるゴールを学園(中学校区)内で共有し、9年間を通じたカリキュラムの研究と実施を継続します。中学校教員の小学校での授業も積極的に推進し、9年間をつなぐ指導方法の工夫・改善に努めます。

また、各学園(中学校区)の特色を活かしたカリキュラムの研究を進め、公開授業や小中一貫カリキュラム担当者会等を通じて、その成果を市内全体で共有しさらなる推進を図ります。

さらに、学園内、小学校と中学校の交流(体験授業・中学校の日)を継続し、小学生に「あこがれの先輩像」を示すことができる取組みの充実を図ります。

2 言語活用力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現と、各教科における質の高い言語活動による言語活用力の向上を図るため、各校での校内の研究体制づくりと、言語活用力向上のための授業づくりを支援します。また、市の指定した学力向上モデル校の取組みを全校で共有し、言語活用力の向上に向けた授業づくり研修を実施します。

3 プログラミング教育の推進

小・中学校において、各教科等の中で発達段階に応じてプログラミング授業を実施します。ロボット型プログラミング教材を活用するとともに、各教科の学習にプログラミング的思考を積極的に取り入れ、「主体的・対話的で深い学び」を実現する手段として、児童・生徒の論理的思考力や問題解決能力を育成する、新たな学びにつながる授業の実施に取り組みます。また、教職員を対象にプログラミング教育の研修を実施します。

小・中学校児童・生徒を対象にレゴマインドストームEV3を活用したプログラミング大会を開催し、児童・生徒の興味関心を高めるとともに、プログラミング的思考の育成をめざします。

#### 4 外国語指導助手(ALT)の配置

外国語指導助手(ALT)を各小・中学校において、より有効に活用することで児童・生徒の学習がより深められるような指導方法について研究を進めるとともに、教員との連絡会を実施します。

さらに、English Cooking、英語プレゼンテーションコンテストなどの英語を通じた活動や認定こども園へのALT派遣等を継続し発達段階に応じたさまざまな指導方法を検討していきます。

また、小学校1～4年生の外国語活動及び小学校5、6年生と中学校での外国語におけるコミュニケーション活動の充実を図るためALTの活用をより一層推進します。

#### 5 外国語教育の推進

GC事業(グローバル・コミュニケーション能力向上支援事業)及びGCP(グローバル・コミュニケーション・プロジェクトチーム)等とおし、「相手意識」、「必然性」のあるコミュニケーションを大切にした外国語教育の研修等を進めます。

具体的には、小・中学校における授業づくり研修の機会を設け、実践的で専門性の高い研修を実施するとともに、GCP担当者を中心に教材の共有と研究を行うとともに、ICTを活用した反転学習についての研究も行います。

また、中学校において全学年を対象に英検IBAを実施し、これまでの取組みの効果・検証等を行い、今後の取組みへ繋げるとともに、9年間を見通した外国語教育のさらなる推進を図ります。

さらに、市内小・中学校児童・生徒を対象とした英語プレゼンテーションコンテストを実施し、学習意欲の高揚及び言語表現力や思考力などの多様な能力の向上を図ります。

#### 6 帰国・渡日児童・生徒への日本語教育の支援

近年、国際化の進展や社会のグローバル化などにより、渡日する外国人の増加に伴い、帰国・渡日児童・生徒への支援言語の多様化、居住地域の分散化が生じています。

児童・生徒や保護者が安心して学校生活を送り、進路を選択できるように、日本語指導を必要とする児童・生徒へのきめ細かな支援、個別の指導計画の作成、さまざまな情報提供を行っていきます。

### ② 学習指導

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・一人ひとりに応じた多様な教育、指導方法の工夫・改善
- ・児童・生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び考える力を引き出すための積極的な大学や研究機関との連携による、学習意欲を高める学習環境の構築
- ・課外活動において大学や研究機関の専門性を取り入れて、顧問となる教員のサポートがができる体制の構築

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
少人数学級の整備と充実	小学校において、個々へのきめ細やかな支援と学級環境を整えるため、市独自の35人以下の学級編制を実施	指導課	学校	任期付職員への訪問支援の実施 年2回
中学校フォロー体制の整備	学園(中学校区)の小中一貫教育の取組みを推進するとともに、教科指導を充実させるための人的支援の実施	指導課	学校	小中一貫教育推進のための支援員の派遣 各中学校1名

各教科等におけるICT活用の充実	学習活動や指導方法、指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実に向けたタブレットの効果的な活用	指導課	学校	・ICT活用研修の開催 年4回 ・ICTを活用した公開授業の実施
学力向上策の確立	・学力や学習状況を把握・分析し、課題解決に向けた学力向上策の確立 ・小学校定期テストの実施	指導課	学校	・学力調査等の分析と改善策の提示 ・中学校のテストを見据えた小学校定期テストの実施
大学等との連携強化	大学等との連携を図り、支援人材を派遣することによる教育活動の充実	指導課	学校	・大学との連携による学生サポーターの小・中学校への派遣
中学生を対象としたセミナーの開催	土曜日、日曜日等における体験活動の実施(中学生理科セミナー)	青少年育成課	大学	・大学と連携し、内容の充実 ・参加者数延べ60人
交野の歴史と伝統文化に関する学習支援	教育文化会館や指定文化財等を活用した交野の歴史と伝統文化に関する学習支援の実施	社会教育課	学校	市内小学校の受け入れ
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

**【令和5年度具体的施策】**

**1 少人数学級の整備と充実**

小学校の高学年になると、教科の数及び授業時数が増加し、学習内容も抽象化して高度になります。また、学習や学級での人間関係のつまずきから不登校等の長期欠席者や人間関係のトラブルが発生することもあります。

これらの課題を解決し、児童一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるよう、35人以下の少人数学級編制を小学校全学年において継続し、児童一人ひとりに対し、きめ細かな指導を行います。それにより、学級増となる学校には市費負担教員(任期付職員)を採用して配置します。

**2 中学校フォロー体制の整備**

小学校での教科担任制の導入にあたり、中学校教員が小学校において授業等を実施する際の中学校での授業保障として、各中学校へ1名の市費負担支援員を配置し、中学校フォロー体制を整備します。これにより、学園(中学校区)における小中一貫教育を推進するとともに、生徒一人ひとりに対してよりきめ細やかな指導を行います。

**3 各教科等におけるICT活用の充実**

各教科等において、児童・生徒や学校の実態に応じた個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童・生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補完的な学習や発展的な学習などの学習活動や、指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実に向け、タブレットを効果的に活用します。

また、学習ソフト等を活用し、授業や家庭学習において個別最適化された学びの充実を図ります。

#### 4 学力向上策の確立

学力や学習状況に関する調査において、実態を把握し、交野市学力向上プランに基づいて、成果と課題を分析します。分析結果から、課題に応じた指導方法の工夫・改善の支援、習熟に応じた指導の推進等の支援を行います。

また、小学校高学年においては、児童の学習内容の定着や中学校のテスト形式に慣れることなどを目的とし、小学校定期テストを実施し、学習指導及び評価の改善と質的向上を図ります。

加えて、授業において、児童・生徒の言語活用力の向上をねらいとした「主体的・対話的で深い学び」を実現し、確かな学力が養われるよう、学習支援員等を派遣し人的支援を行います。

#### 5 大学等との連携強化

大学や高校等との連携を図り、留学生等の支援人材を派遣し、児童・生徒に様々な体験や学習の機会を提供することで、教育活動の充実を図ります。また、学生サポーター事業により、教職を志す大学生を小・中学校に派遣することで学校を支援するとともに、学生にも教育現場での経験を積み、教職の魅力を体感してもらいます。

#### 6 中学生を対象としたセミナーの開催

休日や長期休業を活用して、摂南大学と連携し、大学の実験室等で、身近な科学をテーマに、日頃の授業では体験できない実験活動を行う、中学生理科セミナーを実施します。

#### 7 交野の歴史と伝統文化に関する学習支援

教育文化会館（歴史民俗資料展示室）や市内にある指定文化財等を活用し、交野の歴史と伝統文化に関する学習活動の支援を行います。



## (2) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

### ① インクルーシブ教育システムの構築

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・「ともに学び、ともに育つ」という観点のもと、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組みの推進
- ・すべての子どもたちが安心して過ごせる学校づくり・集団づくり

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
インクルーシブ教育に係る知識・理解の促進	支援教育の視点を踏まえた子ども理解や教育活動による、インクルーシブ教育の充実	指導課	学校	教員の知識・理解の促進に向けたインクルーシブ教育に関する研修の実施
授業の工夫・改善	全ての教科等において、一人ひとりの状況や教育的ニーズに応じた、意図や手立てを明確にした指導・支援(授業のユニバーサルデザイン化)の工夫及び改善	指導課	学校	一人ひとりの状況に応じた授業づくり、学習環境づくりの実践
地域と連携し、9年間を見通した「ともに学び、ともに育つ」教育の推進				

#### 【令和5年度具体的施策】

##### 1 インクルーシブ教育に係る知識・理解の促進

支援教育コーディネーターを中心に、適切な教育的支援が効果的に行われるよう、インクルーシブ教育システムに関する研修を実施し、教員の知識・理解の促進を図ります。

また、地域の人々との交流の機会(居住地校交流)を積極的に設けることで、地域社会の一員として人や社会とつながり、支え合いながら、生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざす取組みの素地を作る活動に努めます。

##### 2 授業の工夫・改善

「ともに学び、ともに育つ」観点から、通常の学級において、学習上又は生活上の困難のある児童・生徒を含め、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握します。そして、すべての教科等において、わかりやすい指導及び必要な支援の充実を図るため、交野市学力向上プランに基づきユニバーサルデザインを意識した授業の工夫・改善に努めます。

### ② 支援教育

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行うとともに、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実
- ・幼児・児童・生徒一人ひとりの特性及び教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援を計画的・組織的に行うための「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用	乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援を計画的・組織的に行うための「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用	指導課	学校	「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成及び継続的な活用

校種間や関係機関における連携強化	発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるよう、校種間における「就学・進学支援シート」の活用及び関係機関におけるフォローアップ等の実施	指導課 子育て支援課	学校	・一人ひとりの教育的ニーズの把握と引継ぎの実施 ・フォローアップ事業の活用
通級による指導の充実	通級指導教室での指導・支援のより一層の充実及び通級指導教室での学びを通常の学級で十分に発揮させるための連携・校内支援体制の充実	指導課	学校	資質向上に向けた通級指導教室担当者連絡会の開催 年10回以上
リーディングチームによる支援教育の推進	リーディングチームと支援教育コーディネーターの連携・協働による参観・相談の促進及び研修企画等	指導課	学校	・各校の支援教育の充実に向けた巡回相談の実施 ・支援教育コーディネーター連絡会の実施 年3回
将来を見通し、地域と連携した支援教育の推進				

**【令和5年度具体的施策】**

**1 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用**

「個別の教育支援計画」の作成にあたっては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、校内や医療・福祉・保健等の関係機関で共有を図るとともに、定期的に評価・点検・見直しを行い、効果的な活用のために内容の充実を図ります。

また、「個別の指導計画」の作成・活用にあたっては、「個別の教育支援計画」との関連を図りつつ、一人ひとりの状況や心身の発達の段階に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細やかな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図っていきます。

**2 校種間や関係機関における連携強化**

就学相談・支援にあたっては、合理的配慮の観点を踏まえ、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握に努めるとともに、関係機関と連携し、早期から就学に関する適切な説明及び情報提供を行うとともに、各学校において、合理的配慮に基づく環境の整備等に努めます。

**3 通級による指導の充実**

通級による指導の担当教員と在籍校とが綿密に連携し、児童・生徒の様子や変容の情報を共有し、本人の自己実現が図られるような指導体制の整備を行います。

通級指導教室担当者連絡会を定期的に実施し、担当者間の実践交流等を通して、好事例を参考にし、担当教員の資質向上を図るとともに、各校の取組みの工夫・改善を図ります。

**4 リーディングチームによる支援教育の推進**

交野市支援教育リーディングチームを編成し、交野支援学校をはじめとする地域の支援学校との連携や協働により、研修企画等を行い、小・中学校の支援学級担任及び支援教育コーディネーターの指導力の向上に努めます。

また、リーディングチームと支援学校の地域支援コーディネーターによる訪問（相談）や要請教育相談を実施することで、各校における支援教育の充実を図るとともに、支援教育の推進のための適切な支援を実施します。

## 施策の柱Ⅲ．組織力の向上と開かれた学校

### (1) 教職員の資質・能力向上

#### ① 授業力の向上

##### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・学習活動の質をさらに高め、「主体的・対話的で深い学び」を実践し、児童・生徒が主体となる授業づくりの推進
- ・ユニバーサルデザイン及び指導と評価の一体化に基づく授業づくりによる、すべての児童・生徒にとって「分かる・できる」授業の推進
- ・授業見学後の事後指導による**授業力向上の促進**

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
授業づくりの推進	・「主体的・対話的で深い学び」の実現やその指導方法の推進 ・指導の改善に生かす評価の充実による「指導と評価の一体化」の促進	指導課	学校	授業の質的向上を図る学力向上担当者会及び校内伝達講習の実施 年6回
授業充実とフレッシュアップサポートの実施	交野市教育センターとの連携により、授業力向上のため、授業見学や事後指導を行うなど、実践的な研修の実施	指導課 市教育センター	学校	授業力向上に向けた初任者及び5年目教員対象の指導・助言 各2回
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

##### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 授業づくりの推進

「かたのスタディ」を基盤に、児童・生徒が主体的に学ぶ授業づくりや、児童・生徒の言語活用力の向上をねらいとした授業の質的向上を図るため、学力向上担当者会を実施し、学習活動の質をさらに高め、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。

また、学校が到達目標や評価規準を明確にするとともに、児童・生徒の学びの深まりと教職員の指導力向上をめざしたPDCAサイクルを充実させられるよう支援します。

#### 2 授業充実とフレッシュアップサポートの実施

「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、「かたのスタディ」に基づいた支援を実施することで、実践的授業力の向上に努めます。

そのために、フレッシュアップサポート事業や授業充実支援事業を実施し、指導主事や教育センター職員が学校訪問し授業改善・授業力向上に向けて指導・助言をします。

#### ② 人材の育成

##### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・教職員のキャリアステージに応じた研修の充実
- ・初任者等の経験の浅い教員及び養護教諭、栄養教諭、事務職員への資質・能力の向上を支援するための研修体制の充実

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
教職員研修の充実	教職員のキャリアステージに対応した、道徳、人権、支援教育、生徒指導、学力向上、教育課程等に係る専門的で実践的な研修の実施	指導課 市教育センター		教職員の資質や指導力向上を図る市教育センター主催の研修を実施 年25回
学校・学園（中学校区）の研修体制の充実	児童・生徒の実態や教育の動向に対応した研修の充実と校内研修体制の支援	指導課 市教育センター	学校	研修の充実を図るため各校の研究授業などでの指導助言 年6回以上
先進校等視察	校内体制の充実と教職員の資質向上のため、他府県等へ先進的取組みを視察し、各学校の取組みへ活かす	指導課	学校	教職員の資質向上をめざした先進校視察の実施及び参加者の事後報告会の実施
交野市教育センター機能の充実				

### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 教職員研修の充実

より実践的な内容に精選し、児童・生徒の実態や教育の動向に対応した研修を実施していきます。  
また、研修体系を確立し、キャリアステージを意識したものにすることで、ミドルリーダーの育成等を推進するとともに、校内における経験の浅い教職員の育成を支援します。

主な研修内容は、以下に挙げるものとします。

道徳教育研修、人権教育研修、支援教育研修、学力向上担当者研修、小中一貫教育に係る研修  
生徒指導に係る研修、安全教育研修、教育課程等にかかる研修、外国語教育研修、プログラミング教育研修、ICT活用研修、学校図書館活用教育研修、学校事務職員研修 等

#### 2 学校・学園（中学校区）の研修体制の充実

教職員の指導力のさらなる向上に向けて、各校で実施している校内研修体制がより充実するよう支援します。

そのために、各校の研究授業などでの指導助言を引き続き実施し、授業改善への助言、資料の提供等で校内での指導体制の充実に努めます。

さらに、各学園（中学校区）プランに基づいたカリキュラムの推進に向けて支援します。

#### 3 先進校等視察

教職員の資質向上のため、他府県等で先進的な取組みを行っている学校を視察し、参加した教員が、その内容を各校にて伝達講習を行います。また、各校において視察後の取組み報告会を実施し、全校で取組みを共有します。先進校視察の選定に当たっては、交野市の教育課題に即した地域等を視察先として決定します。

## (2) 学校運営体制の確立

### ① 学校運営体制の整備・充実

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・学校経営方針や教育目標等を教職員全員が共有化した協働による組織的な学校体制の構築
- ・学校教育調査や学校評議員制度等を活用した学校運営体制の整備・充実
- ・学校経営の自主性・自律性と特色ある学校づくりの推進
- ・教職員の意欲向上と資質向上のための「教職員の評価・育成システム」の活用
- ・開かれた教育課程の実現をめざし、コミュニティ・スクールの実現に向けた体制整備

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
学校情報の発信	学校の教育方針や教育活動に関する情報や小中一貫教育についての学園(中学校区)の取組み等を家庭や地域に積極的に提供し、開かれた学校づくりを推進	指導課	学校	小中一貫教育に関する取組みのホームページ等での継続的な情報発信
学校教育評価の実施	学園(中学校区)において、学校運営協議会または学校評議員会を実施するとともに、学校評価システムを確立し、多様な観点から教育活動を評価することによる、学校運営体制の整備・充実	指導課	学校	学校運営協議会または学校評議員の意見交換会の実施及び学校教育調査の実施
特色のある学校づくり	学校パワーアップ推進事業による、特色ある学校づくりを推進	指導課	学校	市内全体に向けた取組み内容の発表
コミュニティ・スクールの導入	学校運営協議会による、地域とともにある学校づくり	指導課 社会教育課	学校 地域	・学校運営協議会の理解促進 ・第一中学校区(交野みらい学園)における学校運営協議会の運営
家庭や地域とともにある教育活動の推進				

#### 【令和5年度具体的施策】

##### 1 学校情報の発信

小中一貫教育をはじめとする、各学校・学園(中学校区)の教育活動を学校ホームページ及び市教委ニュース等を通じて定期的に発信することで、家庭や地域への周知を図ります。開かれた学校づくりをめざし、学校・家庭・地域が一体となり学校教育活動を進められるよう努めます。

##### 2 学校教育評価の実施

学園(中学校区)において、学校運営協議会の定期的な実施または学校評議員会を学期ごとに実施し、学校評議員との意見交換を行います。小中一貫教育をはじめとする取組みの成果や課題を示すとともに、校長は、得られた意見・評価を適切に分析し、PDCAサイクルによる効果的學校運営、教育活動の改善、充実に努めるようにします。

##### 3 特色のある学校づくり

校長の取組み計画に応じた予算編成を行い、学校経営の自主性・自律性と特色ある学校づくりを推進し、成果を全校で共有します。

また、学校の課題を踏まえた独自の取組みを支援することで、組織力、学校力の向上を図っていきます。

#### 4 コミュニティ・スクールの導入

「地域とともにある学校」の実現をめざし、引き続き学校運営協議会制度の理解促進を図り、学校運営協議会の整備充実に向けた取組みを推進します。

また、第一中学校区(交野みらい学園)のコミュニティ・スクールの運営に係る取組みについて、地域学校協働活動と連携を図り、一層の充実をめざします。

### ② 教職員の働き方改革

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・勤務時間を意識した働き方の推進と環境整備
- ・教職員の心身のリフレッシュや休暇促進を図り、児童・生徒等に対して効果的な教育活動の推進
- ・業務の明確化・適正化、必要な執務環境整備等、教職員の長時間勤務の是正に向けた取組みの実施

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
働き方改革の推進	勤務時間を意識した働き方の推進や留守番電話対応等の計画的導入及び校務支援システムの効果的な活用及び校務環境の改善整備	指導課 まなび未来課 まなび舎 整備課	学校	・校務支援システムの効果的な活用及び校務環境の改善整備 ・教職員の時間外業務時間の縮減
教職員のメンタルヘルスの充実	教職員の心身の健康を図るため、健康相談等の健康保持に必要な措置の継続的・計画的実施	指導課	学校	産業医による面接指導の実施
ノークラブDAY(部活動休養日)の実施	生徒の健全な成長と教職員の心身の健康を図るため、部活動の指針及び部活動休養日の適切な運用	指導課	学校	ノークラブDAYの継続実施 週2日
部活動指導員の配置	教員の休日における部活動指導時間の負担軽減のため、部活動指導員を計画的に配置	指導課	学校	各中学校に1名配置
学校閉庁日の実施	長時間勤務の一層の縮減と計画的な休暇の取得促進を図るため学校閉庁日の計画的な実施及び拡充	指導課	学校	・一斉退庁日の実施 週1日 ・学校閉庁日の実施 年5日
家庭や地域と連携した開かれた教育活動の推進				

#### 【令和5年度具体的施策】

##### 1 働き方改革の推進

教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なわないよう、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような勤務時間を意識した働き方を進めるための支援をしていきます。また、校務支援システムの効果的な活用をすすめるとともに、セキュリティを確保しつつ校務の利便性を高められるシステムの導入等、更なる執務環境の整備に努めていきます。また、採点支援システムの導入により、教員の成績処理の負担軽減を図ります。

##### 2 教職員のメンタルヘルスの充実

校務支援システムの活用により、教職員の勤務状況の把握を行います。また、メンタルヘルスに関する研修を実施し、教職員の心身の健康の保持を図っていきます。

### 3 ノークラブ DAY(部活動休養日)の実施

部活動ガイドラインをもとに、生徒のバランスのとれた健全な成長と教職員の健康を保持する観点から部活動を行わない日をノークラブDAY(部活動休養日)として設定し、子どもたちのために一層充実した教育活動を進めていきます。

### 4 部活動指導員の配置

今年度は、休日の運動部活動の段階的な地域移行を念頭に、専門的な知識を持つ部活動指導員を中学校に配置し、生徒にとって望ましいスポーツ環境の整備と学校における働き方改革の両立を促進します。

### 5 学校閉庁日の実施

長期休業中には学校閉庁日を設定し、教職員に対して、心身のリフレッシュや休暇取得促進の周知を図ります。さらに、一斉退庁日や「ゆとりの日」を設定することで、長時間勤務の一層の縮減を図ります。

## 施策の柱Ⅳ. 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校

### (1) 健やかな体の育み

#### 健康教育

##### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・児童・生徒の健康状態の把握による、健康の維持管理と向上
- ・自らの健康を考えた、食に関する知識と望ましい食習慣を身に付ける指導及び教育
- ・健全な発育に資する安全・安心で魅力ある給食の提供

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
健康教育と健康管理	生涯にわたり、心身の健康を自己管理できる健康教育の実施	指導課 学務保健課 学校給食センター	学校 家庭 地域	・家庭に対する啓発活動や、情報提供を実施し、栄養バランスのとれた食事の大切さを伝える。 ・ブラッシング指導の実施
健康な体と体力の育成	検診等による健康状態の把握及び環境衛生の推進と、体育の授業における授業方法の工夫・改善、取組みの充実	指導課 学務保健課	学校 家庭 地域	・検診等の実施及び治療勧告の実施 ・保健関連の啓発物の配布 ・小・中学校9年間の学びを意識した体育の授業改善の推進
横断的、系統的な食育の推進	栄養教諭等を中心とした年間を通じての教科学習と関連づけた、食に関する指導の推進	指導課 学校給食センター	学校 家庭 地域	・地場産食材の活用 ・豊かな心の育成につながる食育の推進 ・学校給食を生きた教材とした食の指導の実施
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

##### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 健康教育と健康管理

児童・生徒が食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理し判断できる能力を養えるよう、学校給食を生きた教材として活用します。また、給食便り等により家庭に対して啓発活動、情報提供を行い、食育を推進します。

さらに、ブラッシング指導の実施により、正しい歯磨きの方法や歯科に関する正しい知識の啓発を行います。新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症について状況に応じた対策に努めます。

#### 2 健康な体と体力の育成

児童・生徒及び教職員等に対し定期健康診断を実施し、疾病等の早期発見・治療勧告に努めるとともに、各学校等に対して保健に関する資料等の配布による情報提供・啓発を行います。

また、児童・生徒の体力の傾向を把握し、体力向上の取組みを推進できるよう、各校が作成した体力づくりアクションプランに対して指導助言を行い、体力向上の充実に努めます。

#### 3 横断的、系統的な食育の推進

栄養教諭等が中心となり、食に関する指導の全体計画をもとに、児童・生徒の食生活に対する関心を高めるとともに、食に関する正しい知識を身に付けさせ、自己管理能力の育成に努めます。

また、交流給食やセンター見学、地場産を活用し、自分の住んでいる身近な土地でとれた食べ物や、季節や行事にちなんだ料理などを提供し食育の推進に努めます。



## (2) 子どもの安全確保と危機管理体制の充実

### 安全教育と危機管理

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・地域・家庭・学校が連携して取り組んでいく環境づくりの推進、児童・生徒の安全確保と危機管理体制の充実
- ・学校における事故、不審者侵入等への緊急対応とその未然防止に努めるための、危険地域の確認と、安全教育・安全管理の推進
- ・減災の視点から、災害発生時には危険を回避するために主体的に行動する態度の育成

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
生活安全・交通安全教育の推進	児童・生徒や社会の実態に合った安全教育の推進	指導課	学校 家庭 地域	小・中学校における安全教育の実施
登下校の安全性の向上	通学路の改善及び安全管理体制の強化	学務保健課	学校 家庭 地域	・関係機関と連携した安全対策の実施 ・IoTを活用した見守りシステムの加入率の促進
教職員研修等の実施	危機管理の意識向上につながる研修の実施	指導課 市教育センター	学校	心肺蘇生法研修の実施
防災教育の推進	避難訓練・地域防災訓練・緊急時のメール配信・マニュアルの更新	指導課 市教育センター	学校 家庭 地域	学校・地域が連携した防災訓練の実施
地域と連携した危機管理体制づくりの推進				

#### 【令和5年度具体的施策】

##### 1 生活安全・交通安全教育の推進

「危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)」にもとづき、避難訓練・防犯訓練の実施を通じて安全教育の徹底を図ります。

児童・生徒の安全意識の向上を図るため、警察などとの連携による交通安全教室や防犯安全教室の実施等、安全教育の充実に努めます。

##### 2 登下校の安全性向上

児童・生徒の登下校の安全性向上へ向け、学校からの通学路改善要望に対し、関係機関と連携し、「交野市子どもの移動経路に関する交通安全プログラム」を取りまとめ、総合的な対策を行います。

また、登下校中の児童の位置情報を保護者が把握できるように、IoT技術を活用した見守りシステムの適正な基地局の設置や、加入率の促進のために保護者に定期的に周知を行い、教職員にも再度周知を行います。

そのほか、自動車等の運転者に注意喚起が必要な場所には、通学路注意喚起標示看板の設置を行います。

また、各小学校区内で工事が行われる際には、事前に工事業者と児童生徒の登下校の安全が確保されるよう協議を行います。

また、全小学校区の通学路において、見守りの為の人員を検討します。

##### 3 教職員研修等の実施

学校における危機管理や、体育実技等における安全管理、心肺蘇生法等の教職員研修を実施し、危機管理の意識向上や対応の強化につながる支援を行います。

##### 4 防災教育の推進

災害時を想定した避難訓練等を定期的の実施し、災害発生時に危険回避のために主体的に行動する態度を育成します。また、地域とともに行う防災訓練等を実施し協働して対応するための仕組みづくりを進めます。

### (3) 教育コミュニティの形成と家庭教育支援

#### 教育コミュニティ

##### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・学校を拠点とし、学校・家庭・地域による子どもを育む取組みの推進と、地域における教育課題の解決のため、地域と学校の双方が当事者意識をもちながら、より発展的に連携・協働できる仕組みである「地域とともにある学校」の推進
- ・地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が活動しやすい環境づくりの推進
- ・保護者や地域の方が、児童・生徒との交流を深めることによる、魅力ある教育活動の支援
- ・地域学校協働活動で実施されている登下校の見守りや花壇整備など、各学園（中学校区）の活動を連携・強化するコーディネート機能の向上や、持続可能な体制の整備

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
地域学校協働活動の充実	コーディネート機能の強化や幅広い層の地域住民の参画など、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく仕組みとしての地域学校協働活動の充実	社会教育課 指導課	学校 家庭 地域	・地域学校協働活動の仕組みの確立と充実 ・活動ボランティアの参加者数 延べ20,000人
放課後子ども教室	放課後の児童の居場所づくり（フリースペース）	青少年育成課	学校 地域	実施日数 延べ410日
地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の育成	学校に地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を配置し、ボランティアと学校との協働活動の推進	社会教育課 指導課	学校 地域	地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の適正配置
家庭教育の支援	保護者を対象とした家庭教育学級及び小・中学生を対象とした親学習講座の実施	社会教育課	家庭 地域 学校	保護者及び児童・生徒に対する学習機会の提供 参加者数 延べ200人
学校・家庭・地域全体で子どもを育てる取組みの推進				

##### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 地域学校協働活動の充実

地域学校協働活動推進員（コーディネーター）、ボランティアの登録制度を引き続き推進し、第一中学校区（交野みらい学園）にてコミュニティ・スクールが始まり、他校区でも今後導入することを見据え、より地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく仕組みの確立と充実に取り組みます。また、第一中学校区（交野みらい学園）のコミュニティ・スクールにおける学校支援活動について、学校運営協議会と連携を図りながら、取組みの充実をめざします。

#### 2 放課後子ども教室

放課後の児童の居場所づくりとして、多様な活動が行えるように、各小学校と調整を行うとともに、各校の実情に応じて地域・団体等にはたらきかけ積極的な募集を行うとともに、シルバー人材センターも活用し、安全ボランティアの増員に努めます。

また、国の総合的な放課後対策事業である、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童会との連携強化に努めます。

### 3 地域学校協働活動推進員(コーディネーター)の育成

登録制度を有効に活用し、大阪府が主催する府下市町村の先進事例の発表や交流が行われる研修会・交流会への積極的な参加を促します。また、各校区でコーディネーターとして活動している方々や同様のボランティア活動に参加されている方々が活動しやすい仕組みの確立について、運営委員会にて検討を進めます。

地域学校協働活動を推進していくためには、コーディネート機能を強化することが不可欠であり、地域住民等と学校及び学校運営協議会との連絡調整などを行うコーディネーターの配置、人材の育成・確保持続可能な体制づくりを推進します。

### 4 家庭教育の支援

保護者を対象とした家庭教育学級等の講座の実施や、将来親となる準備期の小・中学生を対象に親学習の機会を提供します。